

第六回国会 衆議院 法務委員會議録 第九号

昭和二十四年十一月二十一日（月曜日）

午後一時五十分開議

出席委員

委員長代理 堀江角田 幸吉君

理事北川 定務君 理事小玉 治行君

理事高橋 英吉君 理事田嶋 好文君

理事大西 正男君

佐瀬 昌三君 松本 弘君

眞鍋 勝君 山口 好一君

猪俣 浩三君 上村 進君

三木 武夫君

出席國務大臣

法務總裁 殖田 俊吉君

出席政府委員

法務政務次官 牧野 寛案君

（法制意見第 野木 新一君

四局長）検事 高橋 一郎君

（検事局長）検事 高橋 一郎君

委員外の出席者

議員 中山 マサ君

最高裁判所 本間 喜一君

事務局長 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

十一月十九日

秋田地方法務局能代支局焼失に伴う

復旧事業費全額國庫負担の請願（宮

腰喜助君外一名紹介）（第九三五

号）

戸籍事務費全額國庫負担に関する請

願（岡西明貞君紹介）（第九六八号）

同（米原昶君紹介）（第一二〇号）

戸籍法の一部改正に関する請願（吉

田省三君紹介）（第九九九号）

静岡市に高等裁判所支部設置の請願

（猪俣浩三君紹介）（第一〇一六号）
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

刑事補償法案（内閣提出第二号）

裁判官の報酬等に関する法律の一部

を改正する法律案（内閣提出第二五

号）

檢察官の俸給等に関する法律の一部

を改正する法律案（内閣提出第二六

号）

○角田委員長代理 これより會議を開

きます。

委員長が常任委員長會議に出席され

ておりますので、理事の私がかわつて

委員長職務を行ないます。

この際議員中山マサ君より發言の申

出があります。これを許可したいと存

じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○角田委員長代理 それでは中山マサ

君。

○中山マサ君 委員外の質問をお許し

くださいまして、まことにありがとうございます。

この夏でございましたか、大阪の新

聞に大分書き立てておつたのでござい

ますが、裁判官の困つておる問題とい

うような見出しでございました。心神喪

失者、心神耗弱者の犯罪が不成立に終

りまして、釈放されたあとで、また同

じような犯罪を犯して、再々お上の手

を煩わしておるのに、非常に裁判官も

お困りになつておるといふ新聞が、大

き見出しのもとに出ておりましたが、

いろ／＼研究してみましたら、外国に

おきましては、こういう人たちがつく

るところの拘留所のようなものがつく

つてあるといふことを私は調べ出した

のでございますが、わが國におきまし

ても、非常に世相が犯罪の面において

悩まされております点に、かんがみまし

て、ちやうど氣違ひの人たちのために

は断種といふような方法も、日本にお

いてもどられております今日、こうい

う人のためにもまた何かそういう拘留

所といふようなものを設立していただ

くために立法をしていただくわけに行

かないものか、私は法務總裁にお尋ね

したいと思ひます。

○殖田國務大臣 中山さんの御質問ま

ことに適切な御問でありますが、さよ

うな問題につきまして、刑法を改正し

ます際に、今刑法を改正しようとい

ろいろ考へておるのであります。その

際にそれを取入れようかという考へも

あるものであります。しかしこれは

なか／＼めんど／＼な問題がいろいろあ

りまして、ただちに基本人權と關係い

たしますし、それから犯罪の成立しな

い者を拘留するといふ、いろ／＼な問

題が生ずるのであります。それらの

点も考へてみたいと思へまして、専門

家の間ではいろ／＼考へております

が、急速にそれが法律化するかどうか

は存じませんが、なるべくさうな線

で進めて参りたいと思へております。

もちろん財政上の問題もありましよう

し、りつばなものがすぐでき上るとは

考へませんけれども、何とか考へなけ

ればならぬ問題であらうと思つており

ます。

○中山マサ君 犯罪が成立しないとい

ふことをおしやいましたけれども、

犯罪が成立しないというその理由は、こ

ういう弱点を持つてゐるからという理

由で成立しないのでございますから、

もしこういう弱点がない人ならばりつ

ばに犯罪が成立するものであるにもか

かわらず、こういう件でもつてそれが

釈放されてしまふという現状でござい

ますから、それにぜひどうぞひとつお

考へをいたされまして、ぜひさうい

う方面にささやかながらでもかまひま

さんから、立法のときに御考慮にお入

れくださいますように、私は切にお願い

いたしておきます。

○殖田國務大臣 お話の趣はよくわか

りましたから、せ／＼勉強いたして

努力いたします。

○角田委員長代理 本日の日程は、刑

事補償法案、裁判官の報酬等に関する

法律の一部を改正する法律案及び檢察

官の俸給等に関する法律の一部を改正

する法律案を議題といたします。まず

刑事補償法案を議題といたします。質

疑は通告順にこれを許します。佐瀬昌

三君。

○佐瀬委員 補償の範圍を拡大する立

法精神を徹底せしめるためには、憲法

四十條無罪の裁判というものに限定せ

ずに、先般來他の委員からも質疑がな

されましたように、ある程度公訴棄

却、あるいは免訴の裁判の場合にも、

なお補償ができるというふうに範圍を

拡大することが、最もその精神に合致

し、また合理的ではないかと考へるの

であります。ただし刑事訴訟法三

百三十九條、あるいは三百三十八條、

三百三十七條に列挙された公訴棄却及

び免訴の裁判のうち、私の考へをもつ

てするならば、被告の責任に屬せずし

て、しかも公訴棄却あるいは免訴の裁

判があつたという場合に限定して行

く。従つてたとえば大赦とか、あるい

は訴訟條件の欠缺によつて、さうな

形式的裁判が下されるというやうな場

合はこれを除くというやうなところ

に、最も妥當な解決点があるのではな

いか、かやうに考へるのであります。

最近の立法例として、たとえばイタ

リーの一九四七年の新憲法二十四條

は、國家のさうな場合における補償

の原因としては、司法上の過誤とい

言葉を使つております。この文理解釈

から行くなれば、補償の範圍が非常に

拡大された立法措置が講ぜられる余地

があるものであります。さきに申し上げ

ましたごとく、わが憲法は無罪の裁判

と言つておりますけれども、しかし今

申し上げましたやうな範圍のものをそ

こに入れても、私は決して憲法四十條

に反するものではないという確信を持

つものであります。なるほど文理解釈

によれば無罪の裁判、従つて無罪の判

決あるいは無罪の決定といふことにな

るでありましようけれども、從來の憲

法の解釈においても、憲法は嚴肅に解

釈しなければならぬという立場は立場

として、その用語には必ずしもとらわれず、政治的に、あるいは法律的に運用されて来た例が多々存するのであります。たとえば旧憲法時代においても、法律という用語は、第二章の臣民の権利義務に関する條章下における法律は、國會の議決を経た法律というふうに狹義に嚴格に解釈されておつたけれども、その他の、たとえば五十七條等に言う法律は、命令その他の法規を含むのだというふうに取扱われたごとくに、新憲法の解釈運用におきましても、私は同様な態度をもつて臨むことが許されるものであるというふうに考へるのであります。特に本法案は、基本的人権の尊重に出發した思想的根拠に基いた措置であります。従つてそういう勾留あるいは拘禁に処せられた者に対する救済策としては、なるべくこれを広く解釈し、またそれを広く取扱うというところに立法の精神が、さきに申上げましたように存するものであるというふうに考えますので、私はこの際結論的に申し上げるならば、本委員會においてその点に対する態度を決定する以前に、法務府において、あるいは原案の修正といったようなことについていかなる御意見をお持ちであるか、あるいはこれまでそういう点について検討されたことがあるかどうかというのを、ここで伺ひておきたい、かように考えるのであります。

○高橋(一)政府委員 憲法第四十條の解釈といたしましては、抑留拘禁を受けた後に無罪の裁判を受けた者という点から見まして、裁判所において無罪の裁判を受けた場合というふうに考へておまして、その意味におきましては、今回提出いたしました刑事補償法

案は、憲法上の要請を十分に満たしておるといふふうに考へるのであります。しかし憲法四十條は、お説のように何もその場合に刑事補償をすれば、あとの場合にはしなくてもよろしいという趣旨ではこれは決してないはずでありまして、財政その他の許す範圍において、これをなるべく広く推し広めるといふことは望ましいことであるわれ／＼も考へておる次第であります。またもしこれを他の場合に推し広めるといたしますならば、無罪に近い場合、言葉をかえて言えば、本人に犯罪の責任がない、あるいはそれに近いというような場合に限定することがきつめて妥當であるというふうに考へますので、その点ただいまの御意見にわれ／＼も同感であります。従ひまして、その辺はまつたく財政その他とらみ合せての政策の問題と申すべきであります。國會において御修正になりますことにつきましては、法務府といたしましても異議はございません。

○佐瀬委員 私も多分財政的顧慮の上に立つて、原案のごとき範圍の確定ができたと思つておりますが、もし幸いにしてここに統計をお持ちであるならば、無罪の裁判と免訴及び公訴棄却の計数的な比率はどういうふうになるか、お示しを願ひたいと思つておる。

と、第一審終局被告総人員二十万六千十四人中、無罪、免訴、刑の免除を受けた者、これが二百四十三人、公訴棄却その他が七百三十名ということになつております。前に申し上げた二百四十三名という中には無罪が入つておりますので、無罪と免訴または刑の免除との比率がちよつと明確でございませうが、その二百四十三名に對しまして、公訴棄却その他の方は七百三十名ということになつておりますので、大體数字の見当はつくのではないかと、いうふうに考へております。

○佐瀬委員 今のは十八年ということでありまして、新刑事訴訟法の實施に伴つて、現在及び將來は、相当こつたような終局的裁判についても変化があるのではないかと、いふことも、われわれは一応予定しておるものであります。そこでかような統計を基礎にして、一体國家の補償すべき總額は、原案によればどの程度になるか。あるいは今話があらましたように、ある程度これを擴張して行つた場合には、どの程度に補償額があるか。國家財政にいかなる程度に影響があるものであらうかといふことを、私も一応知つておかなければならぬと思つております。この点については、もし原案作成當時に問題になつた点があるならば、その範圍でけつこうでありますから、ここに明確にしたいだきたい、こゝろ思つております。

○高橋(一)政府委員 ただいまお尋ねの統計中、現在の案にありますところの無罪の場合につきましては、精密に統計もそろつておりますし、かつそれに要する予算も判明いたしております。その点は當委員會において前に御

説明申し上げたのでありますが、それ以外の免訴あるいは公訴棄却等の場合につきましては、新刑訴になつてからの正確な統計は手元に実はございませぬ。なお調べます場合には、免訴、公訴棄却中の勾留を受けたものという数字によらなければならぬと思つておりますが、そういう統計は今用意してございませぬ。

○佐瀬委員 その点がかつて國家の損害賠償法案を審議する際にも、同様に問題になつた点でありますから、後刻政府委員においても、資料を整えて提出あらんことを、この機会にお願いいたしておきます。

それから憲法四十條の解釈で、無罪の裁判という文理解釈にその拘泥せんでもないじやないかと、いなあの言葉自体がわれ／＼としては、眞に憲法の立法趣旨に合致した言葉ではないじやないかというふうに思われる節もあるものであります。英文の憲法は、すでに政府委員も御承知であらうと思つておりますが、ヒュー・イズ・ア・クワイテッド・ア・フター・という言葉を使つておるが、これはあえて英米の刑法上の解釈においては、無罪の判決には限定をしておりません。いわば放免されて再び調べを受けるものではないのだというようなる場合を対象にした意味になつておるのであります。であるから、私は憲法四十條にも、あえて文理的に拘泥せず、その立法の精神をこの際せひ生かすように、本補償法案も適正にして行くことが必要であらうといふことを、この際切に考へるものであります。ゆゑに、政府においてもやはりそういう方針のもとに、今後ただいま申し上げましたような資料等の提出によつて、御協力

あらんことを重ねて希望して、私の質疑を打ち切ることにいたしたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 ただいまの憲法四十條の点は、私どもの方としましては、一事不再理の適用がある釈放というふうなふうに了解しております。ただその問題がいずれにいたしまして、先ほど来佐瀬委員が仰せられます憲法四十條の精神を推し広めて、單に無罪の裁判の場合だけでなく、他の場合にも適用あらしめようといふことにつきましては、まことにけつこうなことであるというふうに考へております。それでその点に關するいふ／＼な統計その他の問題につきましては、これをもちろん私も當然の義務として十分に御協力いたしたいと思ひます。

○角田委員 長代理 猪俣浩三君。

○猪俣委員 私は査査委員會に出ておりました、當委員會に出席することになりまして、あるいは私の質問したいと思つたことを他の委員によつてなされたかもしません。あるいは重複する点があるかと恐縮に存じておるものであります。一つは、國家賠償法と本法との關係であります。これは兩建になるのであります。本法が適用になる場合には、國家賠償法は適用にならないのであります。その点をひとつ……。

○高橋(一)政府委員 お互いに排斥し合うものではなくして、両方とも適用してさしつかえないものと考へております。かつそのことは、本法案の第五條によつて明らかであるというふうに考へております。

○猪俣委員 國家賠償法の第五條を見ますと「國又は公共団体の損害賠償の

責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」「こうなつておるのでありますが、そうすると、これが国家賠償法から見ると、この補償法が別段の定め法律じやないか、こう見られる節がある。そうすると、その別段の定めによることになつて、国家賠償法は適用されないで、別段の定めによるこの刑事補償法が適用されるという解釈にもなるのでありますが、それはいかがでありますか。

○高橋(一)政府委員 お尋ねはごもつとも考えるのでありますが、本法案の第五條におきまして、両法律を適用する趣旨も掲げてございます。従つて刑事補償法案は、その意味におきまして、いわゆる別段の定めではない、矛盾しない定めであるというふうに考えているわけでありまして、国家賠償法第五條にいう別段の定めと申しますのは、たとえば郵便法の第六十八條のごとく、郵便物についてはかく／＼の場合に限つて国がこれを賠償する、こういうような定めをしている、このようなものが、いわゆる別段の定めであるというふうに了解しておるのであります。

○猪俣委員 今の御解釈は少しむりな解釈じやないかと思うのですが、もしそういう御意思ならば、どちらかの法律にその点を明らかにしないと、将来どうも解釈上疑義が生ずるじやないかと思うのであります。私ども両方の法律が適用されるべきものだと思つてありますけれども、国家賠償法にそういう規定がありますために疑問が出るのでありますが、その点を立法的に明らかにすべきものではないかと考え

られます。そういう解釈があるならば、それで了承しておきます。

それからこの点もすでに論議が盡されたのではないと思われませんが、本法は第一條におきまして、無罪の判決というふうに限定されておるのであります。このうち刑事訴訟法の三百三十九條公訴棄却の決定には、起訴状に起載された事が真実であつても、何らの罪となるべき事実を包含していないような場合は公訴棄却の決定になるのであります。そのようなときには、この刑事補償法が適用されるのであります。どうか、どうですか。

○高橋(一)政府委員 そのような場合は、この法案によりますと、刑事補償の適用がないということになります。○猪俣委員 それはまたどういう趣旨なんでありましょうか。理由をお聞かせ願ひたい。

○高橋(一)政府委員 この点につきましては、繰返し御質問を受けたのであります。私どももいたしましては、憲法四十條の示すところは、抑留、拘禁を受けた後無罪の裁判を受けた者について刑事補償をするというのであつて、お示しの刑事訴訟法第三百三十九條第一項第一号は、無罪の裁判の場合ではない、かつこれは起訴状の書き方がたいへん下手であつて、ほんとうのことが書いてあるけれども、それ自体は罪にならないというような場合であります。そうしてそのような場合には、あらためて犯罪構成要件を明らかにして起訴するということが考えられるのであります。またこのような犯罪事実の判示の仕方では、令状自体が得られることがあり得ないと考えられるのであります。この場合に公訴棄却を

決定するものは裁判所でありまして、同じ裁判所において令状の請求を受けた場合に、被疑事実が罪となるべき事実かどうかというものを判断するわけでありまして、在宅事件で起訴する場合には、なるほどこのような例がありましようけれども、身柄を抑留、拘禁するような場合に、こういうような事例の起ることはまずないと考えられるのではないかとしような理由から、本法案の適用を除外したわけでありま

す。○猪俣委員 これは小さい問題であります。第三條に「左の場合には、裁判所の健全な裁量により、」という言葉があるのですが、これは耳新しい言葉で、健全な裁量というのとは一体どうも今まであまり聞きなれない言葉であります。私、訴訟用語として初めて聞くのですが、どういふことですか。健全な裁量というのと健全な裁量もあるということになるのですか。

○高橋(一)政府委員 これは特別に不健全な裁量と対立させるような意味で書いたのではなくて、要するに裁量といへば、社会通念による裁量でありますけれども、その意味をただ言い表わしただけでありまして、旧案のときからこの言葉になつておつたのであります。

○角田委員長代理 次に山口好一君。○山口(好)委員 今までにいろいろ御質疑がございましたが、私は簡単に第三條の点について一点お伺ひしたいと思います。

第三條を見ますと、その一号に「本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自由をし、又は他の有罪の証拠を偽造することにより、起訴、未

決の抑留」云々と書いてあります。この「本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自由をし、又は他の有罪の証拠を偽造」云々というのでありますが、これはごく厳格に解釈いたしますならば、そういう場合はごく少いことに相なると思うのであります。私は実際の経験からしまして、例をもつてお尋ねいたします。たとえば警察の調べにおきましては、本人が自由をしたやうな形になつて、そして検察庁にまわり、また検察官の前でも自由したと同様の申立てをいたしました。その結果公判にまわつて、公判廷におきまして前言を翻して、実際はこうであつたといふやうなところから、立証もなされて、裁判の結果が無罪であつた、こういうやうな場合はいかにがなものでありましようか。この一号の中に入るものか、それともしからざるものか。

この場合に警察などの調べが、詐術を用い、あるいはむりな調べによりまして、あるいはさらにおどかさされたといふやうなことで、やむなく自由をしたといふならば、これはもとよりこの一号の條件には入らないと思うのであります。ただ立証の点などで、これはまた非常に困難な問題を生じます。そこでこの刑事補償法の精神から言つて、この一号はどういうふうに解釈すべきものであるか。この点は、ごく重要であるから、はつきりしておかなければならないと思ひますので、これをお尋ねいたしたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 ただいま御質問のやうな事例の場合には、この法案によりますれば刑事補償をするという趣旨であります。この点は旧案では、本人がことさらに、任意の自由をするこ

とにより云々といふふうになつておつたのであります。今回の案はそれをさらに明確にいたしましたのであります。旧案のやうな書き方では、あるいは解釈のしようによりましては、多少限界があいまいになるということを中心配いたしました。今回のやうな文言にいたしましたわけでありまして、従いまして私どもとしましては、この場合に該当するといふのは、いわゆる身がわりの自由、たとえば実親が殺人罪を犯したのを、子分が親分を助けようと思つて、自分がやつたと言つて起訴される場合、それからこういう場合が実際にあり得ますかどうかわかりませんが、これも、刑務所を志願して、あるいは勾留される、こういうやうな場合がもしありとしますれば、そういう場合。まずこのやうな場合に限られるのではないかとこのやうに考えておるわけでありまして、憲法に言う刑事補償請求権も、いわゆる権利の濫用に類するものでないものである。それ以外の場合には、たとひ自由をいたしましても、適用を除外するといふことは認めないのであります。この点は非常に制限的に嚴格に解釈する趣旨でございます。

○山口(好)委員 よくわかりました。が、さういふ解釈に相なりますれば、刑事補償の目的もその精神が貫徹されることと思ひます。しかしさうに立証の点で、若干のいづれに属するやが明確でないやうな場合も生じやしないかと思ひます。このやうな立証の点はどうなうに取扱うのですか。

○高橋(一)政府委員 この点は、裁判

所がもし刑事補償をしないという場合には、裁判所みずからこれを立証すべきものであると考えております。

○山口(好)委員 大体わかりましたが、そうしますと、その補償の請求がなされなかった場合に、この十四條では「裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならない。」と書いてあります。この決定をいたします裁判の手続は、大体どの法律に準拠いたしますか。

○高橋(一)政府委員 本法案の第二十三條におきまして、刑事訴訟法を準用する規定がございます。これによりまして、たとえば決定の場合には、刑事訴訟法第四十三條によつて必要な取調べをすることができるといふことになつておりますし、またその関係のルールもできてございます。すべてそれらによつてやることになるのであります。

○山口(好)委員 そうしますと、大体刑事訴訟法を準用いたすことになつておりますが、その他のルールというのは、施行法が何かを設けるわけでありましょうか。

○高橋(一)政府委員 刑事訴訟法施行規則なども含まれるのであります。要するに刑事訴訟法の付属の規則は当然この第二十三條によりまして、それによるべきものになると考えます。

○山口(好)委員 それでは別にこの刑事補償法について、刑事補償法施行法とか施行細則とかいふものを設けるわけではないのですか。

○高橋(一)政府委員 たとえば補償請求申立書の書式でありますとかいふものについて、裁判所が必要とお考えになれば、その関係の規則をおつくりにな

なることも考えられるのであります。しかしながらさうな別個の規則をまつまでもなく、この法律がかりに施行されますれば、規則の定めのないところは適当な書式なり手続なりで、裁判所としてはこれを受理し審理するものと考えるのであります。

○角田委員長代理 次に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。山口好一君。

○山口(好)委員 裁判官の報酬等に関する法律であります。時節柄、またベースがかわつております関係で、この改正が行われますことについて、少しも反対はいたさないものであります。ただ従来報酬の問題になりましたと、とかく裁判所関係と法務庁関係と均衡を失するといふような考え方もありまして、摩擦がいささか生ずるのではないかと、これはわが国の司法関係の職務の上に、ひいてはわが国の治安維持の上に悪影響を及ぼすのではないかと、こゝにいうふうにも考えられるのであります。しかし大体において、裁判官の俸給は一般行政官よりも適当なところにおいて、上位に置くといふような原則がしかれておりましたから、これはまたわれわれは了承したのであります。しかし実際の現状として、は、慎重な態度をもつて検討研究をいたさなければならぬ面が、先ほどから申し上げましたようにあると思つてあります。裁判所におかれましては、今回の裁判官の報酬の昇給につきましては、あとで御意見が出されました

が、それによりますれば、下級裁判官、すなわち十四級の一号以下、これのみの昇給であつて、上級、すなわち十五級以上は五千三百四十円ベースにすえ置かれておる。これは裁判官の報酬等に関する法律第十條に違反するものであつて不当である。上級裁判官も六千三百七十円ベースにするか、しからざれば十五級の一号の上に、特号級、すなわち二万六千四百、こゝにいうものを設けてもらいたいといふような御意見であります。その修正案をこの委員会でもやつてもらいたいといふふうな申出があるものであります。これにつきましては前会にも他の委員から御意見がありまして、できればそうしてあげなければならぬといふふうなわれわれもともに考えます。しかし上級裁判官の一律的な昇給は、すでに十分に上の方は待遇をされておるので、おそれる。そういう理由で関係方面も今回は許可してくれなかつたものである。現在この点につきましては、また関係方面に裁判所方面からいへば、折衝をなさつておるようでありまして、とにかく今度の法案が出ます前におきましての交渉においては、許可がなかつたわけでありまして、それは結局すでに上の方は十分に待遇をされておる、こゝにいうような理由であつたと思はれるのであります。一般の行政官の俸給であります。これは六千三百七十円ベースになりまして、十五級の一号は二万三千六百二十円、これはどういふような人が受けておる俸給であろうかと調べてみますと、東京大学の南原総長級の、二、二人であります。それから一般の各省の次官の俸給はと調べてみますと、一万九千九百四十円であります。

す。裁判官の方を見ますと、五千三百四十円ベースであつても、一号はすでに二万四千円でありまして、この二万四千円をとおつておる方々を調べてみますと、相当数あるものでございます。南原総長のような方が二万三千六百二十円でありまして、裁判所関係の方では二万四千円の上をとおつております。こゝにいう方が相当数ございます。これは一般の行政官あるいは検察官のいろいろな職員、こゝにいうものがとつておりまする俸給から見ますと、裁判所の上方の俸給といふものは、相当高くなつておるといふことが具体的に証明されるわけなのであります。でありますから、私はこの裁判官の俸給を、やはり六千三百七十円ベースに上の方をも上げて行くといふことについては、決して不賛成ではないのであります。現在の段階といたしましては、よく検討いたしまして、慎重に世の中の不平の起きないように、下の方の人が著しく低いのかかわらず、それと同じような年限を勤めた裁判官が著しく高いといふようなことは、世相上にも非常な影響を及ぼすのではないかと考える。ことに煩瑣ないろいろ重要な事務を取扱つております裁判所の書記諸君が、今日非常に低い俸給でおります。際でありますから、さうな点も考慮いたしまして、これは一応よく委員会といたしましては検討しまして、この際としましては、適切な考え方をいたさなければならぬのではないかと申します。この意味において、さきに理事の角田委員から裁判所関係及び検察庁の方の俸給につきまして、在職年数と俸給との関係、年齢と俸給との関係といふようなことについての統計を

提出されるように要求がありまして、本日その一部がここに提出されておるのであります。この検察庁関係と裁判所関係との在職年数及びその俸給額、これなどを検討いたしますと、やはり検察官の方が在職年数は非常に長い、がしかし俸給の額から言うと、大分差があるといふような点も見られるのであります。さらに私はそこでこの裁判所関係と検察庁関係及び一般の行政官の俸給におきまして、これの少しく詳しいところの統計を提出していただきたい。これを要求いたしましたのであります。すなわちこの裁判所の関係におきまして、一号の二万四千円を受けておられる方々がどれくらいおられるか、またどういふような人が、具体的にだれそれといふことはさしあたりがございませうから、たとえば会計課長、人事課長がどれくらいか、二万四千円の俸給を受ける人がどういふ地位の方で、何人くらいあるか、その次の二号、三号、四号、五号につきましたと、さうな統計をひとつ御提出願いたいと思つてございす。さらに検察庁関係につきましても、同様に特号といふものを受けているのはどれくらいの人で、どういふ経歴の、また在職年限とどれくらいといふようなことを裁判所側におきまして、さうな表示に従つて御提出願うし、また検察庁関係におきましても、同様な地位の人が何人くらい特号を受けているか、また十五級といふ新設になりまして次官級のものにつきましたも、たとえば刑政長官はどれくらい、刑政長官を調べますと、一万九千九百四十円といふことになつておるようであります。こゝにいうような地

位の人が幾らという点の十分わかりやすいに、どういふうな人が何人ぐらゐるの俸給をもらつておるか、その経歴につきましても在職年限についても、かく／＼といううな、できるだけ要領を得ました詳細な統計を御提出を願ひたいと思ふのであります。これは私だけの意見ではございませんで、委員会といたしまして、やはりそうしたことを十分心得まして、現在の段階とし、現在の世相に照しまして、やはり裁判所関係の俸給上の優位な地位というものを尊重しながら、正しく決定いたして行きたいという念慮からこれを要求したいと思ひます。さらに一般行政官につきましても、これは大蔵省の方へ委員長からひとつ要求していただきたいと思ひます。ここに大蔵省の方が見えておらないようでありまして、一般の行政官につきまして、ただいまのような標準に従つて、やはり上のどれくらいの人數、どういふ地位にある人たちがこれの俸給を受けておるといふような統計を、御提出願ひたいと思ふのであります。それによつていろいろ検討いたしたいと思ふのであります。裁判所関係におきましてはおわかりでございまして、現在としまして二万四千円もらつておられます方は、どんな地位の人でありますかお知らせ願ひたいと思ひます。

○角田委員長代理 お諮りいたしました。国会法第七十二條によつて、最高裁判所事務総長より発言を求められております。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○角田委員長代理 では本間事務総長。

○本間説明員 ただいま山口委員から御質問の点であります。裁判官に行政官を上まわる報酬を與えなければならぬといふことを仰せになつておりましたが、これは第二国会でございまして、いただいた原則であります。ことにその通りで、私もさういふ形にしなければならぬと考えておるのであります。今御質問の一号俸を裁判所において支給しておるような人は、その地位において大体高等裁判所の裁判長、それから地方裁判所の所長、それから家庭裁判所の所長といふようなポストと相匹敵するやうな部分に一号俸を出しておるのであります。その在職年數は、大体において三十九年ないし三十五年といふやうな古い年輩の方であります。平均して二十七年在職しております。その年齢におきましては、六十二歳から四十八歳にわたつております。平均年齢は五十五歳、その人數は約百人近くのことになつております。

○山口(好)委員 それから最高裁判所の方の解釈として、憲法上規定があります。最高裁判所の裁判官について七十九條、下級裁判所の裁判官について八十條、この報酬に關します「在任中、これを減額することができない」といふ保障の法規があります。これにつきましては、最高裁判所などではどういふやうな御解釈になつておりますか。「最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受け、この報酬は、在任中、これを減額することができない。」それから憲法の八十條にも同様に、下級裁判所の裁判官は、その在任中その報酬を減額することができない、こゝういふやうに言かれております。これをどういふやうに御解釈になりますか。

○本間説明員 これはやはり文字通り解釈しております。従つて俸給表の変動いかにかわらず、支給している俸給よりも少いものを支給することはできないといふやうに解釈しております。俸給表の変動の場合にはさういふことになりません。ただ前に問題がありまして、インフレのやうな場合、それから非常に收縮して物価が下落して、一般的に貨幣価値がかわつたやうな場合、一般に應じた俸給表ができるやうな場合には、いたし方ないだらうといふやうな意見もあつたやうに思ひます。またさういふ具体的な事件にぶつかつておりませんから……

○山口(好)委員 そうしますと、たとえば一号俸としまして二万四千円といふやうに定まつておられますが、これは経済情勢がかわりましたも、その在任中は二万四千円といふものを減額することはできないのだ、こゝういふやうに解釈されておりますか。

○本間説明員 その通りであります。

○山口(好)委員 そうすると、いわゆる實質俸給でなしに、やはり額面の形式的な俸給額を減額することができない、こゝういふやうに解釈なさつておられるわけですか。

○本間説明員 まあさやうなやうに解釈しております。

○山口(好)委員 裁判官の受けます報酬は、他の一般行政官よりも上位にあらねばならぬといふ原則は、これはどこまでも維持しなければならぬと思ふのであります。さうしますと、憲法上のこの保障規定をさうに解釈して行きました場合に、やはり今度の場合のこゝうした裁判所側からの昇給の御意見につきましても、今後の経済界の見通し、その他から考えますと、やはり慎重にこの昇給の問題は考慮いたさなければならぬと思ふのであります。そこで私はさつきのように、この問題は上位に置かねばならぬが、しかしこの段階としては、相当慎重に考えて行かなければならぬといふ意見を持つのであります。その点を本間事務総長はどうかお考えになりますか。

○角田委員長代理 御相談いたしました。実はほかの委員会で速記をまわしてくれといふので、この程度にしてくれという要求があるのですが、それでこれは続行いたしますから、この際五分間だけ上村委員から通告の質疑を許して、さうして散会いたしたいと思ひますが……

○山口(好)委員 では私はけつこうで。

○角田委員長代理 それではこの際上村進君から、海列号事件についての質疑の通告があるので、これを許します。上村君。

○上村委員 これは特審局から頂戴いたしました答弁書だと思ひますが、この中の報告の第五の犯罪事実のところ、密貿易物資として掲げてありますが、陸揚げしようとした物品は、一尺四方高さ二尺ぐらゐのブリキ鉄板製で包装されて、英國製ベニシリン、ストレプトマイシン及びサツカリンが主で、右容積と同一梱包数は三百六十五個で、総見積り価格は二十万米ドルと言われる、こゝういふ報告になつていますが、この捜査機關は横濱の第二港灣司令部でやつたのですが、こゝういふ大仕掛な密貿易の品物がどうなつておるか。一体どういふところへ行つておるかといふことは、お調べになつておられますか。これを聞きしたい。

○高橋(一)政府委員 その点は前の委員会でも梨木さんにもお答え申し上げた通り、これは占領軍が裁判権を行使しております事件でありまして、われ

れの方としては、占領軍の方の指示がありますれば格別でありますけれども、それ以外の場合につきましては、捜査することは種々でないものであります。従いまして、前会御報告した以上には事情を知っておりません。従つてただいまの御質問にお答えいたしかねるわけでありませう。

○上村委員 ちよつとその点ですが、つまりこういう犯罪によつて得たもの、もしくは犯罪に供したものであるという格になるのですが、それが価格にするのと七何百万円くらいになる品物が、この事実があつて、それが内地へ横流れみたいになつておるといふことがわかつておるにかかわらず、占領軍の捜査機関でやるといふしても、そのものが民間に流れておる、それがやみに流されるということが、何ら日本の検察庁で追究を受けないといふことになると、これはどうしても密貿易はますます盛んになつて来ると思ひます。検察庁におかれましては、その点司令部の了解が何かで、こういうことも追究するといふことでなければ、将来密貿易はますます盛んになると思ひますが、そういうことを進んで司令部の協力を得て、こういうものを明らかに出すという方針は立たないものでありませうか。

○高橋(一)政府委員 昭和二十一年二月十九日に発せられました刑事裁判権の行使に関する覚書によりまして、一定の犯罪につきましては、占領軍側が裁判権を行使し、日本側におきましては裁判権を行使することが出来ません。また日本側において裁判権を行使する事件につきましても、占領軍側において、占領政策の必要上裁判権を行

使すると具体的事実について認定したものは、これはわが方で裁判権を行使することは出来ない建前になつております。従いまして私どもといたしましては、その覚書によりまして、職務を執行して参るのであります。これをもつてお答えにかえたいと思ひます。

○上村委員 くだいようですが、裁判権を行使するといふようなことはできないにしても、現に軍事裁判でもいのが民間に流れておることを、裁判権が向うであるからと言つて、こつちの検察の方でほうつておいていいものかどうか、それは別問題だから、追究してもいいやないかと思ひます。

○高橋(一)政府委員 それがやみ取引が行われておるといふようなことになりますれば、当然捜査あるいは訴追といふことの対象になると思ひます。

○上村委員 それでよろしいのです。ですから、そういうのはやはり今後その面で追究してほしいといふことを申し上げまして、私の質問を打ち切ります。

○田嶋(好)委員 実はただいま委員会では、上村委員が五分間の質問で打ち切るといふことにきまつたのですが、私明日から法務委員会の用件で出張しなければなりません。明日この委員会が開かれるとすればいいのであります。その状況も見られませんが、いまだ少しく時間をいただきまして、ほんとうに簡単に質問をいたしたいと思ひます。

○角田委員長代理 ではこれで速記が来ないかもしれませんが、そのつもりで簡単にお願いいたします。

○田嶋(好)委員 裁判所の説明員にお

答えていただきたいのですが、裁判官の中で、もと／＼裁判官出身の方と、検事から転職されて判事になつた方、それから弁護士から転職されて判事に採用された方、このような三種の裁判官があるように思ひますが、これらの裁判官の勤続年数の計算はどういうふうになつておるでしょうか。

○本間説明員 検事の場合は、おそらく裁判官の勤続年数と同じような勤続年数のウェイトを持たしておると思つております。弁護士の方にも一つの基準がありまして、何年以上弁護士したもののについては、大体において何号俸に該当するようにしようといふ一定の基準を持つておりますが、今はつきりしたところは覚えておりません。御必要ならば、あとから調べて提出いたします。

○田嶋(好)委員 その基準について、詳しいものはあとで御提示願ひたいと思ひます。

もう一つお伺ひしたい。それは弁護士出身の裁判官と、従来判検事をやつておつた裁判官との間に、俸給の上ることにつきまして、差別的な取扱ひをいたしておるのじやないか、この点を承りたいと思ひます。

○本間説明員 おそらくそういう差別ということは今ありません。俸給をきめる際には、その人の能力その他を考慮に入れますから、單に弁護士何年を勤めた人は裁判官の何年と同じく見るというように、はつきりときまつておらないので、大体の原則だけで、その他においては、その人の経歴、能力という点を一々判断して、裁判官会議に付して、俸給をきめておる次第であります。

○田嶋(好)委員 今のお答えによりまして、まことに形式的なお答えだと受取れるのであります。實際上の取扱ひにおいては、弁護士出身の裁判官といふものは、一つの昇給の場合においては、一律的に判事検事出身の裁判官よりも差等を設けておるのじやないか、この事実の点をお答え願ひたい。

○本間説明員 昇給の場合には、そういう差別はないと思ひます。それから初任の場合には、いろいろ能力を考慮するといふことはやつております。

○田嶋(好)委員 現在名古屋の地方裁判所に弁護士出身の判事がたしか四、五人おると思ひますが、これらの判事は一律的に判検事出身判事よりも昇給の時期が現実には遅れておる。これが今問題になりまして、内部的にはやはり弁護士出身判事は、他の判検事出身判事に比べて差別的な待遇をとられておるといふことが言われておるのであります。この点に対してお知りになつておる点をお答え願ひます。

○本間説明員 私はそういう事實は、今ここで初めて承るのであります。弁護士出身の判事が名古屋の管内に相当ありますが、今そういう点についてのことは私初めてでありますから、よく人事局で調査いたしましたして、そうして御返事いたします。

○田嶋(好)委員 それではその点につきましてよく調査して、その事實ありといたしますならば、すみやかに御是正をお願いしたいと思います。

○本間説明員 でき得べくんば、その弁護士出身の昇進の遅れておるといふ人の名前がわかれば、承つておきたいと思ひます。

出身の判事だと思ひます。一人でありません。

○本間説明員 ここで言にくい場合には、あとで承つてもけっこうです。

○角田委員長代理 本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時三十分散会